



海事振興・海洋教育の推進

① 海に関する国民の理解増進

四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の約99.6%を海上輸送が担うなど、「海」を通じて社会経済基盤の構築と国民生活の安定を図っている。しかし、日常生活において目に触れる機会が少ないこともあり、国民の海に対する理解・関心を高める取組みが必要である。

このため、2007年7月に施行された海洋基本法では、国民の祝日「海の日」^{※1}において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めることが規定されている。また、同法に基づく海洋に関する諸施策の推進計画である第3期海洋基本計画（2018年5月閣議決定）においても、国民が海洋に触れ合う機会を充実させる等、海洋に関する国民の理解増進のための取組みを実施することが盛り込まれている。

この状況を踏まえ、国土交通省は、国民の海に対する理解と関心を一層深めるとともに、海への理解と感謝の気持ちを若い世代に引き継ぎ、より多くの人々が海に親しむ機会を得ることができるよう、様々な取組みを推進している。

※1 国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝し、海洋日本の繁栄を願う日として1995年に制定された（翌1996年施行）。この日は、1876年（明治9年）に明治天皇が燈台巡視船汽船「明治丸」で東北地方を巡幸された後、無事横浜港にご帰着された日（7月20日）を祝う「海の記念日」に由来する日である。

1. C to Sea プロジェクト

海や船の楽しさを国民に伝えるため、国土交通省や海事関係団体が一体となって取り組んでいる「C to Sea プロジェクト」^{※2}では、下記の取組を行った。

近年、新たな情報媒体として認知された、Twitter・Instagramを積極的に活用して、親しみやすい海・船の情報を今年度から平日は毎日発信したところ、2019年度の投稿閲覧数が合計860万回を超えるほど、多くの方に情報を届けることができた。また、訴求力の高い動画による情報発信を行うため、新たにYouTube「海ココちゃんねる」を開設し、海や船の最新ニュース、船内潜入レポートなどを掲載し、動画ならではのわかりやすくインパクトのある海事情報を発信している。

さらに、近年、マリンアクティビティを楽しむ人が減少していることから、体験のハードルを下げることを目的に、遊び方・基本装備・体験費用等を具体的に紹介するコンテンツ「umiasoBe うみあそびい」を制作し、WEB公開や冊子配布を行った。コンテンツ内に、マリンアクティビティ初心者である人気YouTuber・タレントの体験風景も動画・写真で紹介し、誰でも気軽に楽しめる“海遊び”の魅力を伝えている。

※2 国土交通省では、子どもや若者をはじめとする多くの人にとって、海や船がもっと楽しく身近な存在になるよう、関係団体等と連携して、2017年夏より推進しています。



▲災害時の被災者支援の情報発信 SNS が活躍
2019年9月の台風15号発生時、船を活用した災害支援の情報をTwitterで積極的に発信。関連ツイートの合計閲覧回数が90万回を超えるほど、広く情報を届けることができた。

また、民間企業等との連携強化も進めており、C to Sea プロジェクトの賛同企画として（株）リクルートライフスタイルが実施する「海マジ！」への協力を行った。19・20歳の若者に無料でマリン体験の機会を提供することにより新規需要創出を図るこの取組は、これまではプレジャーボートや釣り等の少人数のアクティビティが中心だったが、2019年10月より、（一社）日本旅客船協会の協力のもと、一部の旅客船航路を新たに無料体験コンテンツに追加し、さらなるマリン体験需要及び海事観光需要の創出を図っている。

2. 海の日・海の月間行事

国土交通省では、海の恩恵に感謝する国民の祝日「海の日」の趣旨を広く国民に理解してもらうため、関係省庁、地方公共団体や関係団体の協力を得て、様々な行事を通じて「海の日」の意義を広く国民に定着させるための活動を進めている。また、毎年7月を「海の月間」として、関係団体と協力して、全国各地で体験乗船や施設見学などを展開している。

① 海の日行事「海と日本プロジェクト」

国土交通省では、総合海洋政策本部、日本財団と連携して、2015年から海洋についての国民、特に次世代を担う青少年の理解と関心を一層深めるため、海の日行事「海と日本プロジェクト」イベントを実施している。

2019年は、7月15日「海の日」に、東京港晴海埠頭において、STU48号を会場として開催された総合開会式には、小中高校生の親子を含む多数の参加者が出席し、安倍内閣総理大臣の「海の日」を迎えるにあたってのビデオメッセージが上映されるとともに、阿達国土交通大臣政務官より、海からの恩恵など海洋立国としての激励の言葉が贈られた。また、同日には、東京港晴海埠頭にて船舶の一斉公開や、海・船に関する展示やワークショップ、トークイベント等を行い、過去最多の約13,000人の来場者を集めた。



▲大盛況となった船舶の一般公開



▲海の展示やワークショップを楽しむ子どもたち

② 海フェスタ

国土交通省では、「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、国民の海に対する関心を喚起することなどを目的に、海にゆかりのある地方自治体等と連携し、「海の月間」最大のイベントである「海フェスタ」を実施している。2019年は静岡県静岡市において、清水港の開港120年にあわせ、7月13日（土）から8月4日（日）にかけて開催され、海で活躍する船舶の一般公開や、海にまつわる展示・体験イベント「海の総合展」が開催された。



▲さかなクン記念講演会の様子

3. 海洋立国推進功労者表彰

科学技術、水産、海事、環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ周知することにより、国民の海洋に対する理解を深める契機とするため、2008年から国土交通省をはじめとする5省庁が共同で、内閣総理大臣表彰として「海洋立国推進功労者表彰」を実施している。2019年の第12回表彰では、5名2団体が受賞した。

《第12回海洋立国推進功労者表彰 受賞者》

● 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

1. 岩本 光弘〈世界初のブラインドセイリングによる無寄港太平洋横断〉
2. 金田 義行（香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構）〈「恵みの海との共存術」を国内外へ普及啓発し、減災科学の推進と社会貢献〉
3. 高知県立高知海洋高等学校〈地域と連携した水産・海洋の理解促進活動および海運、水産業の人材育成〉

● 「海洋に関する顕著な功績」分野

1. 宗林 由樹（京都大学化学研究所）〈微量元素・同位体を用いて、海洋の現在と過去をあきらかに〉
2. 恩納村漁業協同組合〈海人（うみんちゅ）が守り育む「サンゴの村」〉
3. 磯部 雅彦（高知工科大学）〈我が国沿岸域の国土強靱化に貢献〉
4. 磯辺 篤彦（九州大学応用力学研究所）〈マイクロプラスチック汚染研究の牽引者〉

4. 日本海洋少年団

日本海洋少年団は、幼稚園児から高校生までの男女を対象に、海を訓練の場として、子どもの時から海に親しみ、団体生活を通して社会生活に必要な道徳心を養い、心身ともに健康でたくましい人間の育成を目指し1951年に設立されました。

しかし、1970年度の約32,000人をピークに団員数は年々減少し、2010年度には、約2,200人となったことから、新団設立の準備支援や既存団の運営強化の支援をしており、近年では、あきた海洋少年団が6月2日に、石垣海洋少年団が7月13日にそれぞれ結団式を行い、2019年度には、91団体、約4,200名となった。

また、2019年度には、第54回日本海洋少年団全国大会を代々木オリンピックセンターと大森ふるさとの浜辺公園にて開催し、47団、総勢640名が参加しました。



▲活動の様子（海洋少年団全国大会カッター競技）

② 海洋教育の推進

海洋国家日本を支える海事産業の発展のためには、専門的な知識・技術を有する人材を確保することが不可欠である。特に、次世代の人材を安定的に確保するため、初等中等教育段階における海洋教育を推進し、子ども達の海事産業に対する理解を深め、将来の職業として興味・関心を持ってもらうことが重要である。

このため、2017年3月に改訂された小学校と中学校の学習指導要領において、日本における海洋・海事の重要性についての記載が充実し、学校教育の内容として従来よりも明確な位置づけとなり、本年4月より全国の小学校5年生の社会科では海運業や造船業等についてわかりやすく学習できる内容の教科書を使用した授業が開始されている。

このような状況のもと、国土交通省では、関係行政機関、教育機関、海事関係団体との連携を図りながら海洋教育を推進するプロジェクト（海洋教育推進プロジェクト）に参画し、初等中等教育における海洋教育の充実・強化を図り、地方の教育委員会と意見交換を実施するとともに、学校教育の現場における海洋教育が推進されるよう以下の取組みを進めている。

1. 海洋教育推進事業

国土交通省は、関係行政機関、教育機関、海事関係団体と協力・連携し、小中学校の教育現場における海事産業の重要性に関する教育を推進する取組みとして、「海洋教育推進事業」を開始し、学校教育の現場が受け入れやすい実践的な教育プログラムの作成に取り組んでいる。

2019年度は地方6都市の小学校において公開形式で教育プログラムを活用した試行授業を実施した。この結果、現地の教員からは、「授業が非常にわかりやすく、児童が授業内容に予想以上に興味を持ってくれた。今後の授業作りに活かしたい」との意見が多く、有識者及び海事関係団体で構成される検討委員会においても、プログラムが各校の状況を問わず全国各地で活用可能であるということが確認できた。この実践事例を国土交通省のHPにて公開するだけでなく、新たにYouTubeで撮影・編集した授業動画を発信することで、多くの現場教員がいつでも必要な情報を得ることができる環境が整い、海洋教育実施における支援の強化・充実を図った。

この他、各地で地方運輸局等が主体となり、帆船や旅客船等への体験乗船や、造船・港湾施設見学、船員を講師とした出前講座等の実施により、海洋教育がさらに適切かつ効果的に実践されるための取組みを進めている。



▲試行授業の風景（長崎県佐世保市内の小学校）

2. 中学生向け海洋キャリア教育

2019年度は、北海道苫小牧市、山形県南陽市、大分県佐伯市などの中学校において、海に関する職業の知識を得るとともに、日本の産業を支える海運、造船等の重要性について理解・関心を高め、海の仕事を紹介する海洋キャリア教育セミナー（海洋教育普及事業～海の仕事へのパスポート～）を実施した。



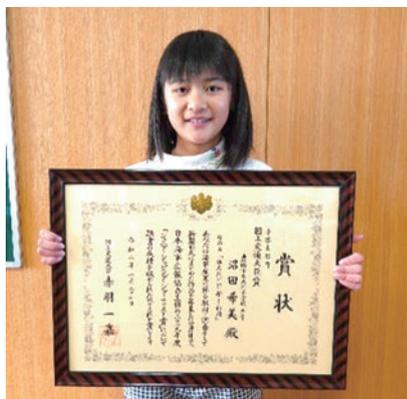
▲海洋キャリア教育の授業風景（山形県南陽市内の中学校）

普段、なかなか接することのできない海に関わる仕事をしている人が講師となり、仕事内容や仕事の魅力について説明し、生徒からの質問に答えるなど現場職員と生徒が交流できる機会となっている。実際に参加した生徒からは「初めて知ることが多かった」「海の仕事に就いてみたいと思った」といった声が寄せられた。

3. ジュニア・ SHIPPING・ジャーナリスト賞

新聞の作成を通して海や船への関心を高めてもらうことを目的として、(公財)日本海事広報協会の主催で、国の小中高校生が海事産業をテーマに取材・調査をして新聞形式にまとめたものを募集し、優秀作品を表彰している。

2019年度は1,182点の応募があり、赤羽国土交通大臣が小学生部門では愛知県豊橋市立大村小学校5年生の沼田希美さんの「伝えたい!!船!新聞」、中学生・高校生部門では山口県下関市立名陵中学校1年生の瀧口ひかりさんの「関釜航路と朝鮮史」を大賞(国土交通大臣賞)に選定した。



愛知県豊橋市立大村小学校5年生
沼田希美さん



山口県下関市立名陵中学校1年生
瀧口ひかりさん

3 小型船舶の利用活性化

1. マリンレジャーの利用振興のための施策

① 「海の駅」における活動の活性化

マリンレジャーの魅力を上昇させていくためには、身近なレジャー拠点も多く整備することが必要である。海事局が設置を推進している「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として、2000年に最初の「海の駅」が登録されて以降2020年5月末時点において、全国に170駅が登録されている。「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材等を保有し、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、釣り体験等、地域の特性を活かした様々な取組が進められている。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取組の活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動が行われている。

② マリンチック街道と海の駅プロジェクト

マリンレジャーや海の駅の更なる活性化に向け、2017年から「C to Sea プロジェクト」の一環として「マリンチック街道と海の駅プロジェクト」を開始した。「マリンチック街道」とは、プレジャーボートによるクルージングに加えて、海の駅等に寄港・上陸して近郊の観光地やグルメスポット等を巡るモデル観光ルートであり、旅行やグルメ愛好者等の幅広い層にマリンレジャーに関心を持っていただくことを目的としている。この「マリンチック街道」をより多くの地域に展開することを目指し、また地域の海に関心を持っている方々の知識やアイデアを集結させるため、モデルルートを一般公募した結果、2020年3月に新たな7ルートを選定し、合計23ルートが認定されている。



マリンチック街道モデルルート
パンフレット



マリンチック街道ポスター

③ マリンレジャーの魅力の発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦士免許の新規取得者数が増加傾向に転じるなど、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連16団体からなる「UMI 協議会」と連携し、マリンレジャーの普及促進に努めている。

2019年6月には、「UMI 協議会」協力の下、兵庫県神戸市において体験乗船イベント「マリンカーニバル2019」を開催し、子ども達をはじめとした一般の方々を対象に、ミニボート、カヌー等の体験乗船会、マリンレジャーの安全啓発のためのワークショップ等を実施した。

また、2019年10月には、「UMI 協議会」協力の下、世界最大級の旅の祭典「ツーリズム EXPO ジャパン 2019 大阪・関西」に出展し、事業者や地方自治体等の観光業界関係者及び一般の参加者に対して、マリンレジャーの普及促進活動を実施した。



▲マリンカーニバル 2019 体験乗船会



▲ツーリズム EXPO ジャパン 2019 UMI 協議会ブースの様子

2. プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁が連携して1996年度より定期的に港湾・河川・漁港の三水域における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が放置艇であり、更なる対策を推進する必要がある。放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的な問題の解消を図るため、国土交通省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を2013年5月22日に公表し、地方自治体等とともに取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質であるFRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈没船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取組を行った結果、（一社）日本マリン事業協会が主体となり、2008年度より「FRP船リサイクルシステム」の運用が全国で開始されており、現在は当該システムに基づき、FRP船の処理が実施されている。

3. ミニボートの安全対策

ミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要な船舶）は、手軽に楽しめる船舶として普及している（2019年の機関出力1.5kW未満の船外機の国内向け出荷台数は約3,700台）。海事局では、2009年度よりミニボートの安全な利用を推進するため、有識者及びマリン関係者により構成される委員会を設置し、ミニボートの利用実態及び利用者の意識等の調査・分析を実施した。2011年度には、安全管理指針を策定し、ユーザー向け安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発動画を作成した。以降、これらを活用した安全講習会の開催に対する支援、協力を通じ、ユーザーへの周知・啓発を図っている。

図表6-1 ユーザー向け安全マニュアル例

【ユーザー向け安全マニュアル概要】

- ・ミニボートの海難
- ・ミニボートの安全常識
- ・乗船中の注意事項
- ・落水時、転覆時の対処法
- ・船外機に関する注意
- ・関連情報入手先
- ・管理型揚降場所リスト
- ・技術基準適合標示について
- ・海上・水上の交通ルール、マナー

掲載場所（国土交通省 HP）

<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

【安全啓発動画】 掲載場所（YouTube）

<http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch>



4. 小型船舶の遵守事項等の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項（図表6-3）が定められている。

図表6-2 小型船舶操縦者の遵守事項



小型船舶による海難事故が依然として多く、遵守事項を守ることで未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

図表6-3 遵守事項違反点数及び行政処分基準

■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点

■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※2022年2月1日よりすべての違反者に違反点数の付与開始。詳しくは、国交省ウェブサイトをご覧ください。

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

遵守事項に違反した者に対し、違反点数を付与するとともに、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を発出し、再発防止のための講習を義務付け、受講者には累積点数から2点を減することとしている（累積点数が5点に達した場合を除く。）（図表6-3）。なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリスト（図表6-4）を配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

図表6-4 発航前検査チェックリスト

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。発航前の検査義務違反は行政処分の対象です。

エンジン始動前の点検

船体の点検

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。➡



エンジンの点検

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ Vベルトにひび割れや擦り切れはありませんか。
- ⑤ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑥ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。色や粘度は正常ですか。
- ⑦ 冷却清水の量は十分ですか。海水フィルターにゴミは詰まっていますか。
- ⑧ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。
バッテリーの耐用年数は切れていませんか。



救命設備等その他の点検

- ⑨ ライフジャケットに損傷や膨張式ポンペの異常はありませんか。
また乗船者全員が着用しましたか。
- ⑩ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑪ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。
- ⑫ その他の法定備品類は搭載され、直ぐに使える状態ですか。



エンジン始動後の点検

エンジンの状態確認

- ⑬ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指していますか。
- ⑭ 冷却用の海水は普段どおりの量や勢いで排出されていますか。
- ⑮ エンジンから異常な音やにおいは出ていませんか。



© 2019 JMRA/KAZI

5. ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効である。そのため、平成15年より、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、一人で漁ろうに従事する者をライフジャケット着用義務の対象としていたが、海中転落による死者・行方不明者をより一層減少させるため、2017年2月1日に船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、2018年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者を着用義務の対象とした。

なお、改正内容の周知及びライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体と協力し、小型船舶の安全キャンペーン等の安全活動におけるリーフレットの配布、イベントにおける安全啓発を行っている。

6. 小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取組

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査等を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

7. 小型船舶の検査制度の周知・啓蒙

プレジャーボートや小型漁船などの小型船舶の海難事故は、全海難事故の7割以上を占め、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶も散見され、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、例年、マリーナ、漁港等において、船舶検査精度や海難事故対策のポイントの周知、啓蒙を実施するとともに、海上保安部や警察署、日本小型船舶機構と連携して、地方運輸局等の職員が船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるように指導している。

4 モーターボート競走

モーターボート競走（以下「ボートレース」という。）は、競馬、競輪、オートレースと同じく公営競技の一つである。ボートレースは、1952年4月に長崎県大村競走場で初めて開催された日本生まれの公営競技であり、出場する選手に年齢や性別の区別がなく、混合で実施される数少ない競技のひとつである。全国24カ所で開催しており、大衆レジャーのひとつとして広く国民に親しまれている。



ボートレースの様子

第6章

1. ボートレースの趣旨

ボートレースは、1951年に制定されたモーターボート競走法（以下「競走法」という。）に基づき、国土交通省の監督のもと、①海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興、②公益事業（観光事業・体育事業等）の振興、③地方財政の改善を目的として実施されている。

2. ボートレースの売上金額

ボートレースの売上金額は、1991年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、2010年度には8,435億円（ピーク時の約4割）まで減少したが、CM等によるボートレースのイメージアップ及び理解促進や電話投票（スマートフォン投票）の浸透等ボートレースの活性化に向けた様々な取組によって、ここ数年は増加傾向にあり、2019年度は1兆5,435億円になった。



▲ CM等によるボートレースのイメージアップ

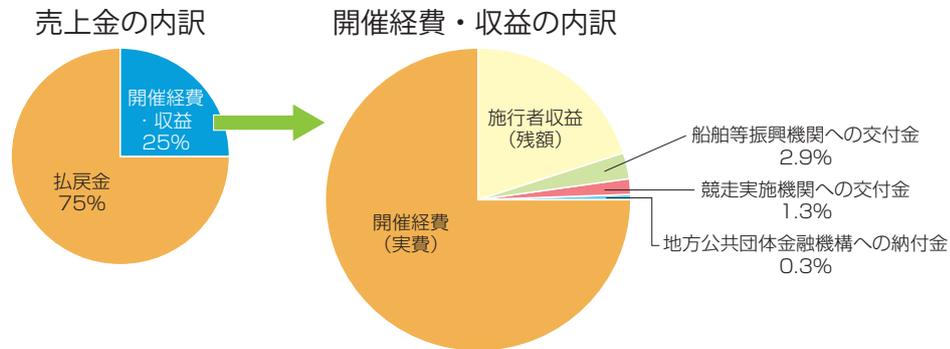


▲ VR機器によるボートレース体験イベント

3. ボートレースの売上金の流れ

ボートレースの売上金額の約75%は、舟券の的中者へ払い戻される。残りの約25%のうち、法定交付金、開催経費等を差し引いた残りの金額が施行者の収益となり、その一部の収益は地方財政の改善を図るために活用されている。

図表 6 - 5



船舶等振興機関への交付金：船舶等振興機関（公益財団法人日本財団）に交付され、海事関係事業や公益事業への補助事業等に活用（詳細は次頁②）。

競走実施機関への交付金：競走実施機関（一般財団法人日本モーターボート競走会）に交付され、レースの審判・検査、選手等の養成・訓練等に係る費用に充当。

地方公共団体金融機構への納付金：地方財政法に基づき納付され、地方公共団体への資金貸付利率の引き下げに充当。

開催経費：管理費、選手賞金費、施設運営費等

① 施行者の収益金の使途（地方財政の改善）

施行者は、競走法の目的の一つである地方財政の改善を図るため、収益の一部を一般会計等に繰り出し、社会福祉、医療、教育文化、体育等に関する施策の実施に必要な経費に充てている。具体的には、道路・橋・上下水道等整備事業等の土木費、学校の建設・改修や図書館図書の実費等の教育費、病院の建設や清掃設備の整備等の保健衛生費などに充てられている。この繰出金は、2018年度は約393億円、1952年からの累計は約3兆9,459億円となっている。

コラム：倉敷市における被災地区の復旧・復興

倉敷市は、ボートレース児島の施行者です。ボートレースの収益金は、市の一般会計に繰り出され、その一部が被災地の復旧・復興事業にも活用されています。

倉敷市では、2018年7月の豪雨により、河川が決壊し、甚大な被害が発生しました。特に、真備地区の復旧・復興に向けて、被災した図書館等の復旧、高齢者向け住宅再建支援、市内外の仮設住宅で生活する小中学生を対象にしたスクールバスによる通学支援をする等、被災した皆様が一日も早く安心して落ち着いた生活を取り戻すための復旧・復興事業に取り組んでいます。



ボートレース児島
マスコットキャラクター
「ガア〜コ」



スクールバスによる通学支援



被災地の復旧・復興の様子

② 船舶等振興機関への交付金の使途（海事振興・公益振興）

日本財団は、施行者から交付金を受け入れ、競走法の目的である海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興及び公益事業（観光事業・体育事業等）の振興を目的とする事業への補助事業等を実施している。具体的には、造船技術の研究開発、海事・海洋関係人材の育成、海洋教育の推進、障害者の社会参画、子どもをとりまく課題の解決、パラリンピック競技関係団体の活動、福祉車両の配備、ハンセン病制圧活動、災害復興などへの支援を行っている。

コラム：日本財団の助成事業



○海の未来を考える ～「海と日本プロジェクト」～

子ども達が楽しく海を学ぶための体験型プログラムへ支援しています。日本財団が2019年に実施した全国アンケート調査によると、幼少期の海体験が、将来海に行きたいと感じるかどうかに大きく影響していることが分かりました。環境問題等海にまつわる問題と、日常生活との間にどのような繋がりがあるのかを楽しく学ぶため、子ども達を対象とした「海のお仕事体験」といった海洋教育に取り組む事業に支援しています。



4. ギャンブル依存症への取組

公営競技やばちんこ等にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活や社会生活に支障が生じている状態をギャンブル等依存症といい、これに伴う多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせるものをギャンブル等依存症問題と捉え、政府はその対策を推進することとしている。

① ギャンブル等依存症対策基本法の制定

2016年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の成立に際し、政府に対してギャンブル等依存症対策の強化が求められ、その後政府一体となってギャンブル等依存症対策の論点を整理し、必要な取り組みを講じてきた。その上で、国、地方公共団体、関係事業者等の責務を明確化し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民が安心して暮らせる社会を実現するため、2018年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立、同年10月に施行された。

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画の推進

ギャンブル等依存症対策基本法では、政府に対して、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進を義務付けており、ボートレースにおいても、徹底したギャンブル等依存症対策が講じられるよう、関係者とともに進めてきた取り組みを強化・深化させ、本計画へ盛り込み、2019年4月に本計画は策定（閣議決定）された。

ボートレースにおいては、本計画に基づき、射幸心をあおらない広告・宣伝の全国的指針の策定、ボートレース場及びボートレースチケットショップ（場外発売場）のATM撤去、ICT技術の活用等による本人及び家族申告によるボートレース場・ボートレースチケットショップ・電話投票（インターネット投票）におけるアクセス制限等を順次実施していくとともに、



24時間無料相談コールセンターへの相談内容等を分析しつつ、ギャンブル等依存症問題の実態を把握し、必要な機関等へ情報提供する体制の整備に取り組んでいるところである。さらに、2019年9月以降、各都道府県において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築し始めており、ボートレースにおいても、ギャンブル等依存症対策に係る情報や課題の共有、最新の知見の収集を図るため、各地域の連携協力体制に順次参画し、関係機関との連携を高めているところである。

また、同法では、国民に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日～20日にギャンブル等依存症問題啓発週間を設けており、若い世代へギャンブル等依存症問題に係る関心と理解を深めるため、SNS等による周知啓発、大学生向けセミナーの開催等を行っている。

国土交通省は、ギャンブル等依存症対策について、必要かつ十分な対応が図れるよう、関係者と連携しながら取り組んでいく。



ギャンブル等依存症問題啓発週間

5月14日～5月20日

相談窓口はこちら 依存症対策全国センター

<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局



▲ギャンブル等依存症相談窓口（競走場などに設置）

第6章